

みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）のパブリック・コメント
 手続の実施結果について

1 意見募集期間

令和6年8月1日（木）から同年8月31日（土）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの8月1日号、市ホームページ及び市公式LINE

3 公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 教育総務課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、電子申請及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類（例）	件数	意見等への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
1 はじめに	1		1			
2 第1章	12	1	3	1	4	3
3 第2章	17	2		3	2	10
4 第3章	2		1			1
5 第4章	9		3	2	2	2
6 第5章	8	1	1	1	1	4
7 第6章	5		1	4		
8 おわりに	1					1
9 全般	53	2	1	44	1	5
計	108	6	11	55	10	26

※ 意見等への対応区分

- A：意見等の趣旨等を計画案に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D：計画案に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	はじめに	「みらいの子どもたちのために一緒に考えていきましょう。」とありますが、誰が呼びかけている「指針」なのか、文末にその主体（秦野市教育委員会）を明記する必要があるのではないかと考える。	B	本指針の策定者を表紙に記載をしていることから、その主体は明記されているものと考えます。
2	第1章（P2）	「教育施設の一体的整備」とは、具体的にどのようなことか。もっと多くの人イメージしやすい言葉に言い換えるべきではないか。	D	具体的にはP3の「一体的整備」にて説明を記載しています。
3	第1章（P2）	「各地区での協議」という言葉と「地域との協議」という言葉があるが、これらの違いを具体的に示してほしい。	D	「各地区での協議」は「地域主体の協議の場」を意味し、「地域との協議」とは、「市」と「地域」との協議を意味した言葉として表現しています。
4	第1章（P2）	個別計画との連携では、秦野市立地最適化計画との関係が描かれていない。この計画は平成26年8月に都市再生特別措置法が一部改正され、市町村による「立地適正化計画」の策定が可能となり、本市では令和2年（2020年）4月に策定した。この計画は、将来にわたる街づくりの観点から、公共施設の在り方などについて効率的かつ持続可能なまちづくりを進めるための指針となっている。「立地適正化計画」は学校の設置の在り方は必須条件であり、「指針の位置付け」にある個別計画との連携に盛り込むべきである。	B	秦野市立地適正化計画P91、92における誘導施設として位置付けられる教育施設は、「公共施設再配置計画等に基づく取組との連携」となっております。したがって、立地適正化計画上の学校施設は公共施設再配置計画の取組の一環として進めることとしていることから、本指針では、秦野市公共施設再配置推進計画に基づく位置付けとしています。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
5	第1章（P2）	公共施設の複合化だけではなく、本来は秦野市生涯学習推進計画とは切っても切れない関係があると考え。この「計画」とどのように連携していくのか。そのための取り組みの切り口やそのフローを示すべきと考えるがどのようか。	E	本指針については、公立小中学校における指針として作成しており、秦野市生涯学習推進計画などの公共施設における個別計画との連携については、複合化を検討していく中で、秦野市公共施設再配置推進計画との整合をもって進めていくべきであると考えます。
6	第1章（P2）	“国や本市諸計画と整合を図りながら、「総合計画」や本市教育の充実を図るための基本的な計画である「秦野市教育振興基本計画」に位置付けられた「教育施設の一体的整備」を推進することを目的として策定します。”とあるが、この文面に示される国の計画は「インフラ長寿命化計画」とされている。こちらは「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月）」と思われるが他省庁からも複数の「インフラ長寿命化計画」が提出されていることから、どの計画を指すのか明示すべきではないか。	B	本指針にて記載する「インフラ長寿命化基本計画」は、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が策定した省庁横断的な計画となります。これに基づき、秦野市公共施設等総合管理計画を策定しています。
7	第1章（P3）	期待する効果に「育ちと学びの連続性に配慮した系統性のある教育の展開を可能とします。」とあるが、これまで幼保小中連携を推し進めてきた内容との具体的な違いは何か、「これまで」と「これから」を明確にするとよいのではないか。	E	大きな点としては、物理的な距離が無くなることにより、校種を超えた教職員間の対面によるシームレスな情報交換等を行うことが期待できます。
8	第1章（P3）	「集約する機能の内容については、それぞれの地域の実情に応じて、協議し、選択していくこととします。」極めて抽象的である。本市には公共施設などの在り方など、地域説明会を踏まえて策定した「立地適正化計画」がある。この「計画」の目的は街づくりのコンパクト化であり、地域と学校などの公共施設の在り方を示している。「地域の実情に応じて」という認識ではなく、「立地適正化計画」の観点で、本市としての複合化のメリット、デメリットを明確にし、その定義を練り直すべきであると考えがどのようか。	C	立地適正化計画における誘導施設としての公共施設の方向性については、「公共施設再配置計画に基づく機能の統廃合や複合化を推進する。」としています。具体的な複合化を行う機能については、地域と協議を行い、真に必要な機能を検討していくべきであると考えます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
9	第1章（P3）	3ページのキーワードは誘導していることにならないか。	A	いただいた御意見を参考に修正します。
10	第1章（P4）	社会的劣化要因を迎える前に、物理的劣化要因を先に迎えることはないのか。	E	学校施設のような大規模な建築物においては、物理的劣化要因が先に迎えることは無いと考えますが、仮に社会的劣化を先に迎えた場合であっても、設備の更新を行うことで、対応が可能であると考えます。
11	第1章（P4）	物理的耐用年数と構造体の耐用年数の違いが分かりづらいので、構造体の耐用年数の注釈の記載が必要ではないか。	B	P3に記載のとおり、構造体の耐用年数についての説明をさせていただいております。
12	第1章（P4）	赤矢印で示している箇所は「建築物使用期間」ではなく、建築物使用期間の末になる為「建築物使用期間末」などの表現が正しいのではないかと。もし、「建築物使用期間」と記載したいのであれば、その期間全体が分かるように、赤矢印を横に伸ばすように記載しなければならないのではないかと。	D	下部の点線矢印において、時間の経過を記載しているため、この表現で問題ないものと考えます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
13	第1章（P4）	経済的耐用年数を迎えた時点で、構造体の耐用年数を待たずに、建築物使用期間末とするべきではないか。	D	P3に記載のとおり、構造体の耐用年数を過ぎることで、即座に建築物が使用できなくなるものではないため、既存施設の最大活用の観点から、構造体の耐用年数としています。
14	第2章（P5）	「子どもが減っても、施設維持にはお金がかかる。」とあり、以降のページでも子どもが減少することを前提とした内容となっている。全国同様に少子化を意識したものとも考えるが、本市が掲げる移住定住施策との整合性がないと思われる。この姿勢は子育て世代を本市へ呼び込むことを既に諦めていると捉えて良いか。	E	長期的な観点から、全国のみならず、本市においても人口減少は避けることができない共通の課題であると考えますが、市長部局とも連携し、可能な限りその抑制に努めます。
15	第2章（P6）	図2-1における、赤字の「現在」の表記は不要ではないか。将来にわたって本指針を公開し続けるのであれば、現在は可変的なものになる為。	D	本指針においては、今後、社会情勢や学習環境、整備状況等を踏まえ、必要に応じて、時点修正（改定）を行う予定です。
16	第2章（P7）	少人数学級の実現は、保護者から求められていたのか、それとも、教育現場そのものから求められていたのか。また、行政としては求められていた立場であって、少人数学級の実現については特段必要ではないと考えていたのか。少人数の実現に対する、保護者や教育現場、行政の姿勢や気持ちが分かりづらい。	D	教育現場等から求められたものとなります。学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で規定されていることから、自治体単位での対応は困難であった背景があります。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
17	第2章（P7）	表2-1において、標準規模未満はないのか。	E	学級編成においては、標準規模未満という考え方はありません。
18	第2章（P7）	この中で、支援級生徒も普通級に席を置いているが、数に含まれていないことを明記すべきと考える。	A	いただいた御意見を参考に修正します。
19	第2章（P7）	「令和7年度を前に、ほぼ全ての学校において35人学級が実現」とあるが、今後の一学級あたりの児童生徒数については、文部科学省においても様々な議論があり今後は30人学級やOECD各国並みの25名学級を目指すことも想定されるが、その際には縮小した教室が足りなくなる事態も想定されることを加味した補足文が必要でないか。	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
20	第2章（P8）	中学校の学級編成の標準に関わる動向が気になるようだが、なんの動向が気になるのか。	E	現状、少人数学級における標準規模については、法令上、小学校のみの適用となっております。一方で、中学校については、この適用がないため、今後の法改正等に注視をしていくという趣旨となります。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
21	第2章（P8）	表2-2において、標準規模未満はないのか。	E	学級編成においては、標準規模未満という考え方はありません。
22	第2章（P9）	誤解を招かない為に「広畑と上は」ではなく、「広畑と上の2校は」にした方が良い。	A	いただいた御意見を参考に修正します。
23	第2章（P11）	一般会計における公共施設全体の管理運営経費の記載がされているが、特別会計も含めて、市全体の予算における公共施設全体の管理運営経費の記載をした方が分かりやすい。	E	特別会計については、特定の歳入・歳出をもって経理を別としており、学校施設の管理運営経費については、一般会計に属することから、一般会計を対象としています。
24	第2章（P11）	維持管理費と維持補修費の違いは何か。	E	P11欄外の「※」に記載のとおり、維持管理費は光熱水費や委託料等の施設運営のための費用となり、維持補修費は修繕や工事の費用となります。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
25	第2章（P11）	維持補修費と法定点検費用の違いは何か。	E	維持補修費はNo.24のとおりです。 法定点検費用は、法令等で定められた施設の定期点検となります。（例：消防設備保守点検、建築基準法12条点検など）
26	第2章（P11）	「小・中学校とも、児童生徒数は年々減少していますが、児童生徒数にかかわらず、施設の維持補修費や法定点検費用のような各校に要する基本的な経費があることから、単純に児童生徒数の減少に伴って、管理運営費が大幅に削減できるものではありません。」という文言からは何をもち「増加」なのかよくわからない。児童生徒一人あたりの管理運営費が増加するという事なのではないのか。	E	図2-2において、児童生徒数を示す折れ線グラフでは、減少傾向にある一方で、管理運営費を示す棒グラフは増加傾向にあります。 児童生徒数が減少しても、管理運営費が削減されるものではないという趣旨となります。
27	第2章（P12）	図2-3と図2-4を併記した意図は何か。一般的に考えると、築年数別の校舎面積よりも耐用年数を迎える校舎棟数のデータのみを載せた方が簡潔で分かりやすいのではないかと。もし、築年数別のデータも載せた方がよいならば、築年数別の校舎棟数のデータを載せた方がよいのではないかと。	E	図2-3については、築30年を超えると施設の大規模改修が必要となり、現時点において、ほぼすべての学校で改修工事を実施していることを御理解いただきたいという趣旨です。 一方、図2-4については、記載のとおり構造体の耐用年数に当てはめた場合の分布となり、図2-3と併せ、将来の建替えに向けて考えていかなければならない時期が到来しているということをお知らせしています。
28	第2章（P13）	秦野市役所が2016年から2018年に掛けて耐震補強工事を行っているが、これから迎える学校の建て替えが必要となる、そもそもの理由は、耐震性ではなく耐久性において、その限度を迎える為、補強工事よりも建替工事の方が長期的かつ経済的な視点から望ましいという認識で良いか。	E	学校施設については、全ての小中学校において耐震補強工事が完了しています。 建物そのものの寿命を迎えることが見込まれるため、建替工事を検討するという趣旨になります。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
29	第2章 (P13)	「小・中学校22校全ての校舎の建替えに係る費用は約531億円」という表現だけを見ると、将来、令和33年(2051年)以降への先送り感の印象が強いが、そもそも本市の公共施設再配置計画と公共施設保全計画は、将来負担を平準化するための行政計画でもある。約531億円が一举にかかるものではない具体的な計画案に加え、財源の内訳、将来負担をどのように平均化し、分割していくかを示すべきと考えるがどのようなか。	C	既存の校舎をそれぞれ同規模で建て替えた場合として、約531億円という多額な費用が必要となるため、将来における児童生徒数の減少や最適な学習環境を踏まえた施設規模を考えていく必要があるという趣旨として記載しており、約531億円という数字は市民の皆さんと適切な施設規模を検討するための参考情報としてお示ししています。
30	第2章 (P13)	本市の公共施設再配置計画の再配置を進めるための5つの視点の中に「転ばぬ先の杖」、つまり「計画的な施設整備を進めます」とあり「施設整備基金として積み立てることなどにより、施設更新時の財源確保を図ります。」とある。他市では公共施設整備基金や学校施設整備基金で対応しているところもある。単に市長部局の課題としてお任せする縦割りではなく「みらいの学校整備指針」の財政計画の不可分の最重要課題として、基金計画を構築すべきと考えるがどのようなか。	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
31	第3章 (P15)	文部科学省は常々、学校教育と社会教育（生涯学習）との縦割り行政の弊害を指摘している。2018年11月に開催された第40回全国公民館研究集会のシンポジウム「公民館がひらく 日本の未来」では、文部科学省社会教育振興総括官が「昨今、地方自治体において社会教育を言い換えたのが生涯学習だと勘違いされ、社会教育と学校教育の縦割りが続いている状況がある。本来の意味の生涯学習政策が進んでいない。今後は本来の社会教育と学校教育を総合的に進める場合、あるべき生涯学習社会を目指して、本来の充実した社会教育機能を持たせて欲しい」と、このように述べている。P15の「共に支え合う、地域と学校」では、他の事項とのバランスにおいてボリューム感がない。具体性のある内容にするために、秦野市生涯学習推進計画とのマネジメントや取り組みを明記すべきと考えるがどのようなか。	E	新たな学びの可能性の1つとして地域コミュニティ拠点を目指した、学校と公共施設の複合化の可能性を記載しています。
32	第3章 (P15)	個別最適な学びの中で、一人ひとりの特性に応じた学習方法や学習時間の提供が可能とあるが、インクルーシブの考えはこの方針の中で示されていない。含めるべきと考えるがどうか。	B	「個別最適な学び」の実現により、誰一人取り残さない教育を目指すことが、インクルーシブ教育の目的を補完しているものと考えます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
33	第4章（P20）	機能別の基本的考え方として、校庭（グラウンド）は記載しなくてよいのか。児童生徒の体育などの一般授業の他、運動会や体育祭などの学校行事、秦野丹沢まつりや秦野たばこ祭などの行政行事、災害時の広域避難場所などとして使われる為、「その他諸室」とは別とした、校庭ならではの考え方が必要ではないか。	D	グラウンドについては、現在の使用方法と大きくは変更がないものと考えます。
34	第4章（P24）	施設複合化の可能性の検討として、市立公園は入れなくて良いのか。市内の市立公園の中で利用者が極めて少なく、地域避難所などの機能を持っていない、維持管理費だけ掛かっている公園があれば集約したほうが良いのではないか。	D	秦野市公共施設再配置計画においては、公園・緑地のあり方について、既存の小規模公園の統合の記載がありますが、現時点において、既存の公園・緑地を学校施設と統合する考えはありません。
35	第4章（P24）	この課題は教育委員会独自で取り組んでいくものではなく、「秦野市生涯学習推進計画」推進している文化スポーツ部生涯学習課と連携して取り組むべき課題であると思う。	E	生涯学習課のみならず、複合化に関するワーキンググループ等の活用により、各課と連携して取り組んでいきます。
36	第4章（P24）	教育委員会独自の取り組みのようですが、本市の避難所では秦野市国土強靱化地域計画に網羅されている。であるならば、この「計画」との整合性が不可欠である。「計画」には学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持（教育部（教育総務課、学校教育課）が上げられている。避難所機能としての学校の在り方や施設整備計画などに言及すべきであるがどうか。	C	P23（5）体育館、P24施設複合化の可能性について、広域避難所としての学校施設のあり方をお示ししています。また、具体的な機能については、今後、地区ごとに策定する学校整備構想の中で位置付けられるものと考えます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
37	第4章（P24）	また、「施設配置については、防災備蓄倉庫をはじめとして、誰もがアクセスしやすく、効率的な運用が可能な位置に設置していきます」とあるが、「誰もがアクセスしやすく、効率的な運用が可能」とはどういうことか。	E	令和2年8月に竣工した西中学校多機能体育館では、避難所となる体育館に防災備蓄倉庫機能を集約しています。これにより避難者のニーズに効率的に対応することが可能となります。
38	第4章（P25）	西中の複合施設は良いと思っているが、連携している取組がない。施設の共有など、効果的に進めるべき。ただ、児童生徒と、一般市民が実際に使うときが心配。運用をしっかりとできるかが課題だと思う。	C	複合化に当たっては、防犯対策は非常に重要な観点だと考えます。動線を別にするなど、効率的かつ有効的な運用を検討します。
39	第4章（P26）	年間稼働数が少ないプールは、そもそも設置自体を各校にするのではなく、複数校に1つにして、水泳の授業の際はその場所までバスなどで移動するようにしたら、年間コストの削減など効率的に運用できるのではないかな。あらゆる可能性を含めて検討するべきではないかな。	B	御意見のとおり、民間事業者の施設活用や運営などの委託等も含めて総合的に検討します。
40	第4章（P26）	プールは委託でいいのではないのかなと思う。民間に任せていてもいいのかなと思っている。	B	御意見のとおり、プールのあり方については、授業の手法も含めて検討をします。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
41	第4章（P26）	プールは無くしていく方針で考えていくべき。	B	御意見のとおり、プールのあり方については、授業の手法も含めて検討をします。
42	第5章	構成には中学校と小学校だけではなく、公営民営に限らない幼稚園やこども園も入れるべきではないか。（他地区も同様）	B	P29の前提条件にあるとおり、小・中学校を対象とした整備の検討としており、幼稚園及びこども園のあり方については、「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」にて検討をします。
43	第5章	将来的に就学児童や生徒数が見込めず、建替え自体の異議が見通せない場合は、該当地区の児童や生徒については、スクールバスで他校へ通わせる検討を進めたらどうか。（他地区も同様）	C	御意見のとおり、学校施設の一体的整備を行った結果、通学に関する課題が出るのが想定されるため、スクールバス等の活用についても検討をしていかなければならない課題と捉えています。
44	第5章（P28）	基本指針は全ての地区に同様に当てはめた上で、具体的な運用は各学校の施設状況や協議に応じて柔軟に対応しないと、何の為の基本指針なのか分からなくなるのではないか。基本指針を全学校の施設検討の軸にしないと、今後の検討が本筋から逸れてしまう懸念があるのではないか。	D	基本指針のうち、1の「中学校区単位での整備の検討」においては、中学校敷地内へ集約するところから検討していますが、施設の配置状況などの地域の実情等によって、必ずしも中学校敷地内が全て望ましいとは限らないと考えていることから、柔軟に対応します。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
45	第5章（P28）	耐力度調査は、耐震性に関する調査も含まれているのか。耐力の言葉の定義が曖昧である。	E	耐震性に関する調査も含んでいます。
46	第5章（P29）	幼稚園及びこども園の配置は「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」において検討するとされているが、本指針との関連性はどのようなか。P2に関連性が記載されていない為、分からない。	E	幼稚園及びこども園のあり方については、「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」にて検討を進めていくものとなりますが、本指針とも整合を図っていく必要があると考えます。
47	第5章（P29）	「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」の現行計画は令和7年度までが対象期間になっている為、時期改定の際は本指針を踏まえた改定という認識でよいのか。本指針と本計画は連携していないと意味を成さなくなるのではないのか。	E	「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」の次期改定においては、本指針とも整合を図った改定が望ましいと考えます。
48	第5章（P29）	今後策定予定の各地区の整備構想は、おおよそいつの時期に策定するのか。本指針と時間的な乖離が生じると、実情と本指針と整備構想の乖離も甚だしくなり、現実味がない内容となるのではないのか。	E	各中学校区の整備時期の概ね10年前を目途に、地域との協議を進めていきたいと考えています。整備構想については、協議開始から概ね2か年での策定を目指しますが、協議の状況により、前後することが想定されます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
49	第5章（P30）	30ページ以降の地区別の並びを時間軸で表現してはどうか。	A	P29の下部に整備時期を示した一覧を記載しました。
50	第6章	整備構想策定までの予定スケジュールを示してほしい。また、これからの検討結果などをホームページなどで知らせてほしい。	C	御意見のとおり、協議状況等、広く市民の皆様へ周知できるよう努めます。
51	第6章（P40）	「地域（学校・地域関係者で構成される会議体）」の「学校」には、児童生徒数や保護者及び教職員の意見も十分に反映される会議体であることを明示すべきではないかと考えるがどうか。	B	図6-1の下部には「学校運営協議会をベースに構成」と記載しています。学校運営協議会では、地域住民をはじめ、教職員、PTAなど各関係者が参画していることから、児童生徒・保護者・教職員についても、意見交換を実施することが可能です。
52	第6章（P40）	「民間事業者の力を借りることも1つの手法として考えられます」また「従来の「公設公営」の手法に捉われず、様々な手法を取り入れていくことを検討していきます」とあるが、その際は、「多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうか」は勿論のこと、シッカリと損益分岐点など検証ができる仕組みを作り市民に透明化すべき思うがどうか。また昨今は、公設民営の大学が経営悪化を招き、公設公営に戻したら功を奏して経営状況が一気に回復した事例などを聞く。一時はPPP/PFI手法の導入には勢いがあったが、現状では失敗事例も見受けられ、慎重に捉えるべきと思うがどうか。	C	PPP/PFI手法の検討においては、各種事例も含め検討を進めていく必要があると考えます。その際の手法決定における透明性についても、確保する必要があると考えます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
53	第6章 (P40)	PPP/PFIは非常に大事な観点だと思う。色々な手法があると思うので検討してほしい	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
54	第6章 (P40)	CSを母体に検討するに当たり、委員の判断は困難になることも予想される。	C	コミュニティ・スクールを検討組織の母体として考えますが、広く関係者の皆さまからの御意見をいただく必要があると考えます。
55	おわりに	「子どもたち、先生、地域の皆さんにとって『明日また行きたくなる学校』を目指し、一緒に考えていきましょう。」とあるが、現況として「明日また行きたくなる学校ではない」ということか。また、本市の移住定住施策との整合性を図り、「秦野の学校に通学させたい」と思えるような一文を入れるべきと考えるがどうか。	E	様々な課題がある中で、将来に向けたよりよい学校施設を目指すという趣旨です。御意見のように「秦野の学校に通学させたい」と保護者に思っただけのよう、取組を進めます。
56	全般	イェナプラン教育と実践する学校を設立（市は設立のための支援を行う）	C	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
57	全般	通知票の無い学校	C	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
58	全般	社会の厳しさを教えるより、社会の素晴らしさを語る学校	C	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
59	全般	外国人に抵抗の無い児童、生徒を育てる(クラスに1人以上の外国人)	C	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
60	全般	日本語は日本人教師で、外国語は全て外国人教師とする	C	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
61	全般	校長先生を民間から登用する	C	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
62	全般	新しい校舎は小田急線4駅周辺に建設し、学区外からも通いやすくする	D	学校施設に見合った敷地面積が必要となるため、既存の学校施設の敷地を活用していくことが望ましいと考えます。
63	全般	児童、生徒一律の宿題が無い学校	C	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
64	全般	修学旅行は児童、生徒が行きたいところを話し合い、宿泊先も自分たちで検討し計画する	C	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
65	全般	<p>誰もが行きたくなる学校！ 社会が大きく変化する中で、現在の学校教育の在り方は、いまだ決まった場所（学校）で、みんなと一緒に同じプログラムをこなすスタイルが主のようだ。 みんなと同じことをすることも必要だが、勉強ができる子だけが頑張った子と評価され、それができなければ「この子はだめな子」とレッテルを貼られる。親からも、「頑張れ、負けるな！」と、攻め立てられる。結果、不登校やいじめ、自殺へと追い詰めている。大人の責任は大きい。 追い詰められた生徒は、「どうせ自分は」と、卑屈になり取り残されることになる。</p>	C	<p>御意見のとおり、子どもたち一人ひとりの特性に応じて、柔軟な学習方法や学習時間を提供していくことが大事であることから、P15にあるとおり「個別最適な学び」を推進し、誰一人取り残さない教育を推進します。</p>
66	全般	<p>自分たちでつくる学校（学級）があってもいいのでは。 非現実的かもしれないが、学校の中に不登校生徒の個々に見合った支援が出来る場（教室）や生徒が将来を自主的に選べる教育環境の整備を設けては？ 教員が一日の報告書作成などに追われるのではなく、生徒たちに直接触れ合う時間を増やせれば、不登校生徒が持つ資質や悩みなどを把握できるし、適切な支援やアドバイスができるのではないかな？ 例えば、欧米では数人の親が集まって学校をつくれる制度のように、すべての子供たちが安心して学校生活を送れるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすくなれば、いじめ、暴力行為、体罰等が少なくなり、学校に行きづらい生徒も保護者も安心するのではないかな？</p>	C	<p>本市においても、インクルーシブ教育の推進の一環として、様々な支援教育を実施しています。将来における学校施設においても、子どもたちの特性に応じた、学習環境の構築は重要であると考えます。 また、教職員の環境においても、子どもたちと関わる時間が持てるよう、職務の効率化や合理化も重要な視点であると考えます。</p>

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
67	全般	<p>みんなで支え合う学校（地域との連携） 多様化する社会で、学校だけで物事をどうにかする時代ではないのでは？ 子どもたちは、様々なことに興味を示す。 学校は好きではないという子、教室をウロウロする子、発達障害がある子など、様々。 子どもたちは、ケンカもする。友だち同士で語り合い遊ぶ中で成長する。 こうした子たちのようなグレーゾーンに居る子が置き去りにされないよう、専門知識（補助職員）を置くなど。 差別など生じないか課題も多いが、子どもたちに様々な選択肢を与え、自らが何らかの方向性を見つけ出すための策として、幅広い分野の地域市民、教員をめざす大学生などとの交流の場を設けることで、「勉強＝受験や大企業への就職」ではなく、テストでは測れない、机上では得られない経験・体験をさせることで、「国連教育科学文化機関」が定めるように、社会に出ても力強く生きる上で大切な力が身に着く学校教育制度が欲しい。 課外授業の付き添いなど、人手が不足する時など、市民・自分たちの地域の事情、状況に見合った意見を持ち寄る場にもなり、問題課題が図られ易く、それらが学校に反映されれば、生徒ばかりではなく、支援する側にも幅広いヒントにもなるのではないかと？ 公的資金が必要となると思うが、生徒数の減少、老朽化した学校の建て替え時期をチャンスに、みんなで支えあい、子どもが楽しく生き生きと学校生活を送れる教育環境の整備を願っている。</p>	C	<p>御意見のとおり、地域と学校が連携することで、地域全体で子どもたちを育てていく機運が醸成されることが期待できます。 また、本市においても、やる気、忍耐力、協調性、自制心など客観的に数値化することができない非認知能力を育成を目指した教育施策を展開しています。</p>
68	全般	<p>老朽化が進んでいる学校については、用途を変更し地域の居場所施設として使用する 例えば、生涯学習の場として多世代で交流できる施設、学校としての機能もそのまま使えるように、家庭科室を使って料理教室や体育館を使って卓球やダンスなど、校庭も常設のプレーパークの様な施設として利用する。</p>	C	<p>老朽化した建物の安全性の課題もあると思いますが、地域の皆様の御意見を参考にしながら検討します。</p>
69	全般	<p>学校での授業は午前中で終わりにし、午後は子どもたちがそれぞれ学びたいことを学べる時間とする。 それぞれの学校ごとに専門分野を分けて、子どもたちは専用のバスなどで移動可能とし好きなことを選んで学べる場をたくさん作る。 そうすれば他校のことも交流ができ、いろんな居場所ができ心が豊かになる。</p>	C	<p>様々な学びのあり方や手法について、将来に向けた検討します。</p>

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
70	全般	<p>午前中の授業については、学校に来なくてもオンラインなどで受講可能とし家など別の場所でも授業が受けられるようにする。 また、学校の中にもフリースペースを作りそこで午前中の授業を受けたい子はオンラインで受けることができ、そこは誰が何をしても良い場所とする。</p>	C	<p>いただいた御意見を参考とさせていただきます。</p>
71	全般	<p>学校の中にもカフェみたいな場所を作り、地域の方も自由に入れるようにしたり、そこは図書室の用途も兼ねていて、地域の方への本の貸し出しも可能にする。 先生も生徒も親もみんなが居心地の良い空間になれば、学ぶことが楽しくなり もっと学びたいと自然に思うようになる！</p>	C	<p>複合化に当たっては、御意見のとおり図書室の地域開放のあり方も含め検討すべき機能であると考えます。地域にとっても憩いの場となるような環境整備も視野に入れて、検討します。</p>
72	全般	<p>みんなで考えるみらいの学校整備指針案について。 今後児童・生徒数が減っていく中、義務教育学校へシフトしていくことについては基本的に賛成。 案にあるようなメリット、デメリットも理解できる。 「学校施設に公共施設の複合化をすること」についていくつか懸念がある。 まず、高齢化社会はより加速していく中、高齢者が公民館等、自宅から距離のある施設へ自ら赴くことは年齢が上がれば上がるほど困難になる。 市内ではバスなど公共交通機関のないエリアも多い。公共施設が集約されることで距離的に利用が難しい市民の増加が予想される。 1か所に集約するのではなく、例えば、公民館の機能を持たせた移動できるもの、または公共施設を利用するためのアクセスサポートなども検討してほしい。</p>	C	<p>御意見のとおり、複合化された際の学校施設については、地域コミュニティの拠点となることが期待されることから、そこに行くまでの交通手段などについても検討が必要であると考えます。</p>

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
73	全般	<p>「個別最適な学びの実現」について。 案にも、一人ひとりの特性に応じて柔軟な学習方法や学習時間の提供が求められているが、その指導をできる教員がどれだけいるのか疑問もある。 現状、一律を求める学校での指導方針がメインの中、一人ひとりの特性の応じた対応よりも、先生方は時間内にやらねばならないことを消化することで精一杯な状況が垣間見られる。 1クラスの児童数を減らす、教室の配置を工夫する、ハード面を整えたところで、実際に指導する教員の指導法が今と変わらないのであれば、「個別最適な学びの実現」には程遠いのではないか。 どうやってそれを実現していくのか、それを実現するために極端に教員に負担がかからないか、ハード面だけでなく、中身をもう少し知りたい。 また個人的な意見として、学校だけに子どもの教育の場を求めるのではなく、学びの多様性、子どもの居場所にも力を入れてほしい。 年々増える不登校の子どもたち、行政の不登校支援、先生方のサポートではまったく追いついていないと感じる。 学校への不信感が取れない子どもたちにとっては、家以外の行き場がなく、学びの機会はほぼない。 オンラインでの学習もあるが、実際、不登校の子どもの中には精神的に不安定であったりすることもあり、自宅でオンライン学習を本人、または保護者のもとで行うことは非常に難しい。 すべての子どもたちを取り残さない学びの場を考えるならば、学校、家、それ以外の場所、あらゆる選択肢を用意し、子ども自身がそれを選択し、自らの希望で学べる環境へ身を置くことができるようにしてほしい。</p>	C	<p>御意見のとおり、学びの多様性が求められる中で、児童生徒の学びのあり方、教職員の指導方法など、ソフト面の検討があつてこそ、ハード面の整備があると考えています。 また、支援が必要な児童生徒に対する支援体制についても、検討及び強化を進めていく必要があると考えます。</p>

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
74	全般	<p>広域避難場所として定められている事も踏まえて、体育館にエアコンを導入していただきたいです。 夏の暑さで熱中症の危険のある校庭や熱気のこもった体育館での体育の授業も、エアコンのついた体育館でなら快適に運動できると思います。体育に限らず、他の行事でも体調不良者が出にくくなると思います。</p> <p>また、教室という閉鎖的な空間ではなく、リビングのような開放的な場所で、思い思いのスタイルで授業を受けられるような環境づくりをお願いしたいです。 海外の学校のように、ずっと座席に座っているのではなく、ソファや寝転んだ姿勢など、個人個人の好きなスタイルで授業を受けられる環境の方が、集中できるのかもしれない。</p> <p>あと、不登校支援でリモート授業をし、それを受けると出席扱いになるなどの対応もお願いしたいです。学校へ行きたくても行けない、別室にも通えない子もいます。せっきく一人一台クロムブックがあるのだから、もっと活用すべきだと思います。</p> <p>不登校と合わせて、運動会、音楽会、校外学習など、今まで強制参加であった行事を自由参加形式にし、密なスケジュールを減らし、もっと余裕のある行動予定にすれば、行きたくても行かれない子の心理的負担軽減にもなるのではないかと考えます。</p> <p>学校整備の視点からは少しずつれてしまっているかもしれませんが、今私の子供達が必要な事柄だと考え、意見を述べさせていただきました。</p>	C	<p>広域避難場所でもある体育館への空調導入は、必要な設備として本指針でも捉えています。 また、教室については、将来、御意見のとおり、必ずしも教職員と児童生徒が対面で授業を進めていくスタイルが望ましくない場合もあるのではないかと思います。 御意見のような教室のあり方について検討を進めるとともに、端末の活用によるオンラインでの授業参加や行事の見直し等についても、いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p>
75	全般	<p>学校の廊下にフリースペースをつくり、教室に入れない子、じっとしているのが辛いこどもはそこで本を読んだり、ボードゲームをしたり、話したり、タブレットをしたりする。 勉強したい子には補助の見守りの先生についてもらう</p>	C	<p>いただいた御意見を参考とさせていただきます。</p>

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
76	全般	保護者による見守りスペースを作る 出入り自由のフリースペース 遊べる	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
77	全般	全校に放課後こども教室を実施	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
78	全般	放課後にプレーパークを実施	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
79	全般	シンポジウム等も数重ねていくべき。	C	いただいた御意見のとおり、広く市民の皆さまと考えるよう努めます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
80	全般	メリット・デメリットがあるが、メリットをしっかりと生かしていくべき。	E	各中学校区の特徴を生かしながら、検討を進めます。
81	全般	しっかりと説明をしていくことが重要である。こどもファーストを忘れないように。	E	御意見のとおり、子どもの学習環境を第一優先に考えます。
82	全般	なんでも行政がやるというのも、違うと思う。民間力などの活用も考えていくべき。税外収入にも結び付く可能性がある。	E	御意見のとおり、公民連携の考えも重要であると考えます。
83	全般	全庁的に考えたときに将来展望を考えていく必要がある。	E	御意見のとおり、学校施設は公共施設の中でも大規模な施設であることから、公共施設のあり方全体を含めて考えていく必要があると考えます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
84	全般	経済も人口も減少傾向にある中で、財政負担については厳格に検討してほしい。	C	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
85	全般	施設整備も大事だが、ソフトも大事なので配慮してほしい。	C	御意見のとおり、ソフト面あつてのハード面であることを捉え、進めます。
86	全般	支援級が増えてきている。施設一体化を進めていくに当たり、どのような支援級がよいのかというところも焦点を当ててほしい。	A	いただいた御意見を参考に修正します。
87	全般	支援級の経過も数値化で見える化できればよい。どのような支援級となるか見たい。	A	いただいた御意見を参考に修正します。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
88	全般	義務教育学校の教育体制、校長が1人となる場合において、全地区を見た場合のアンバランス感があるので、説明できるように。	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
89	全般	サブタイトル、学校の先生も前向きになるような文言も記載してもらえれば先生たちも幸せになる。	B	誰もが輝く学び舎づくりの「誰も」には、児童生徒をはじめ、教職員も含めた関係者が関わりの中で活躍できる学び舎を目指していきたいという趣旨です。
90	全般	部活動も含めて、義務教育学校となるのであれば、一体感が生まれるような取組をしてほしいと思う。	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
91	全般	学校の規模について、建て方の問題、廊下との壁が無い学校、例えば大きい体育館を作ってフレキシブルに対応できるような施設にしてほしい。	C	学校施設については、御意見のとおり新たな学びに対応した新しい施設を目指していきます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
92	全般	先行して小中一貫校を目で見える形でやってもらいたい。	C	本市においては、令和5年度から南が丘中学校区を、令和6年度からは大根、北中学校区を義務教育学校のモデル校として研究をスタートしています。
93	全般	東と北を1つにするくらいの取組を進めてほしい。	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
94	全般	人づくりを優先して考えてもらいたい。	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
95	全般	やりやすい状況の学区をモデル校として作ってみたいと見えてこない。	C	本市においては、令和5年度から南が丘中学校区を、令和6年度からは大根、北中学校区を義務教育学校のモデル校として研究をスタートしています。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
96	全般	教員の研修に、視察のようなものを入れていくべきだと思う。目線が変わってくるはず。	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
97	全般	これから、どんどん子どもが少なくなっている中で、学校規模は考えていくべきだと思う。	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
98	全般	学区ごとの検討でもよいし、俯瞰的に市域を見た形で人口分布に応じた学区設定も検討しても良いかもしれない。	C	P28の基本指針にあるとおり、まずは中学校区単位での検討を進めますが、今後、社会経済情勢や人口動態等の変化にも対応できるよう、柔軟に検討します。
99	全般	豊かな場所で育てるということが非常に大事だと思う。	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
100	全般	一体化後の跡地活用の検討も重要である。跡地の有効活用で民間に貸し出すなどの取組もあるため、検討したほうがよい。	C	跡地活用についても、地域との協議や関係課との連携のもと、検討します。
101	全般	一体化については、地域住民と話し合っても答えを出すことが困難となることが予想されるため、ある程度示していくべき。	C	本指針を参考資料として、協議を進めていただきたいと考えます。
102	全般	小中の免許を両方持っている教職員はどれだけいるのか。結果として取組を進めていく中で、免許を取得していただくのか。先生になる前に両方とっていた方がよいという流れが出来てこないとなかなか厳しいものもあるのかもしれない。アンケート調査等で先生方の意向も聞いていった方がよいと思う。	C	今後、教職員に対してもアンケート調査を実施する予定です。その中で、抽出される課題等についても、検討を進めます。
103	全般	インクルーシブや不登校などのソフト面についても煮詰めていくべき。	C	御意見のとおり、ソフト面あつてのハード面であることを捉え、進めます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
104	全般	インクルーシブな教育施策を展開していく中で、教員の育成や能力向上等も求められてくると思う。建物は作ったが、中で指導する人がいないと困ってしまう。	C	御意見のとおり、教員の育成や能力向上等も含め検討を進めます。
105	全般	10年間で学校の環境は変わってくる。気温や社会情勢も含めた専門家の登用も必要なのではないか。	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
106	全般	各地区の学校整備構想の策定について、より具体的なイメージができるよう、策定に携わる市職員の先進事例視察を検討してほしい	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
107	全般	秦野市は平成23年3月には「公共施設再配置計画第1期基本計画」を策定された。その後、令和2年4月には都市計画と公共施設の在り方を構築するための「立地適正化計画」が、令和3年5月に「公共施設再配置計画第2期基本計画」が、並行して同月に「公共施設保全計画」が策定された。学校整備の必要性と緊急性は理解できる。しかし前述の行政計画と不可分あるにもかかわらず、何故、この時期になってしまったのかは、何が障害になったのか。その理由を明記し総括すべきではないかと思う。	E	御意見の各種計画は、ハード整備に関する計画となります。学校施設のあり方を検討するに当たり、まずはソフト面となる、将来における子どもたちの学校教育を考えていくことが重要だと考えており、学校施設の更新年度を見極めながら、この検討を進めてきた結果、この時期にお示しするのが適切であると考えます。

「みんなで考えるみらいの学校整備指針（案）」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	整備指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
108	全般	学校整備の必要性和緊急性からして、教育委員会に学校営繕を持続的に維持管理できる組織体制を確立すべきである。このような中長期的な行政計画では、専門的な職員の配置は必要十分条ではないか。	C	いただいた御意見を参考とさせていただきます。